

令和 2 年 度

国の施策及び予算に関する提案

(税財政関係分)

令和元年 7 月

指 定 都 市

＜税財政関係＞

1 真の分権型社会の実現のための国・地方間の税源配分の是正

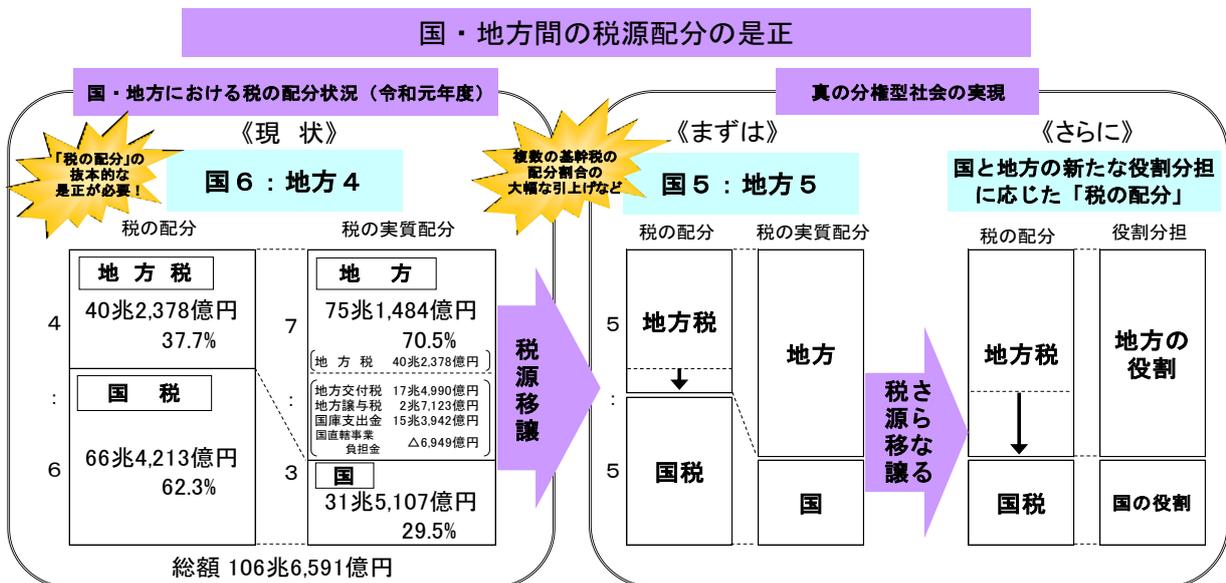
- (1) 消費税、所得税、法人税等、複数の基幹税からの税源移譲を行い、国・地方間の「税の配分」をまずは5：5とし、さらに、国と地方の役割分担を抜本的に見直した上で、その新たな役割分担に応じた「税の配分」となるよう、地方税の配分割合を高めていくこと。
- (2) 地方公共団体間の財政力格差の是正は、法人住民税などの地方税収を減ずることなく、国税からの税源移譲等、地方税財源拡充の中で地方交付税なども含め一体的に行うこと。

【要請の背景】

- (1) 現状における国・地方間の「税の配分」は6：4である一方、地方交付税、国庫支出金等も含めた「税の実質配分」は3：7となっており、依然として大きな乖離がある。

したがって、地方公共団体が事務及び事業を自主的かつ自立的に執行できる真の分権型社会を実現するため、消費税、所得税、法人税等、複数の基幹税からの税源移譲を行い、国・地方間の「税の配分」をまずは5：5とし、さらに、国と地方の役割分担を抜本的に見直した上で、その新たな役割分担に応じた「税の配分」となるよう、具体的な工程を明示し、地方税の配分割合を高めていくべきである。

- (2) 地方公共団体間の財政力格差の是正を目的に導入された地方法人税は、単に、法人住民税の一部を国税化し、地方交付税として地方に再配分する制度にすぎず、受益と負担の関係に反し、真の分権型社会の実現の趣旨にも反する不適切な制度である。もとより、地方公共団体間の財政力格差の是正は、法人住民税などの地方税収を減ずることなく、国税からの税源移譲や地方交付税の法定率引上げ等、地方税財源拡充の中で地方交付税なども含め一体的に行うべきである。



注 地方法人税の拡大及び特別法人事業税の創設の影響により、今後、地方と国との税の配分格差が更に拡大する。

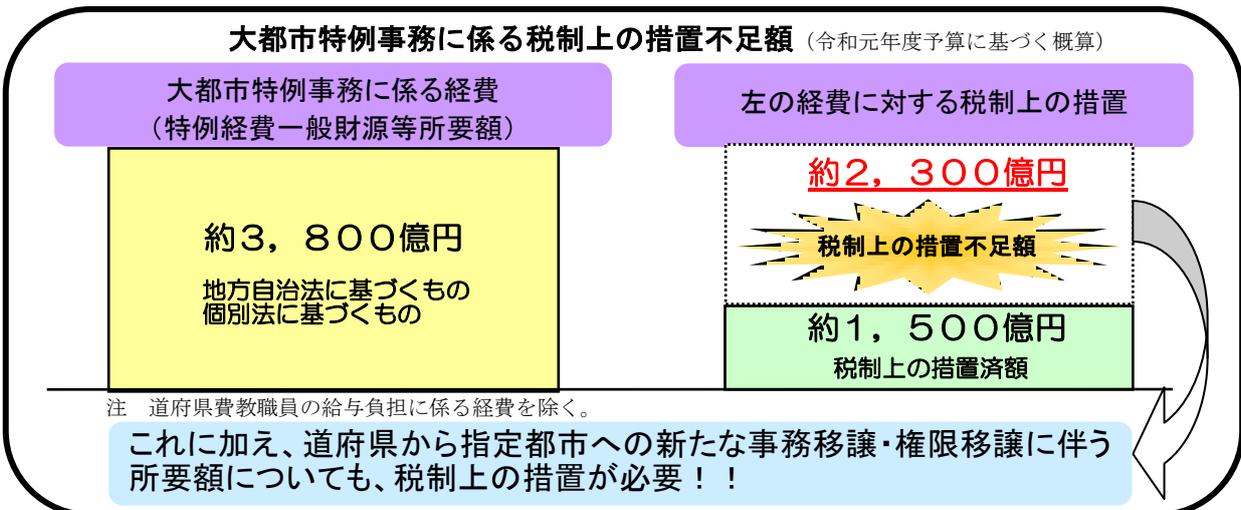
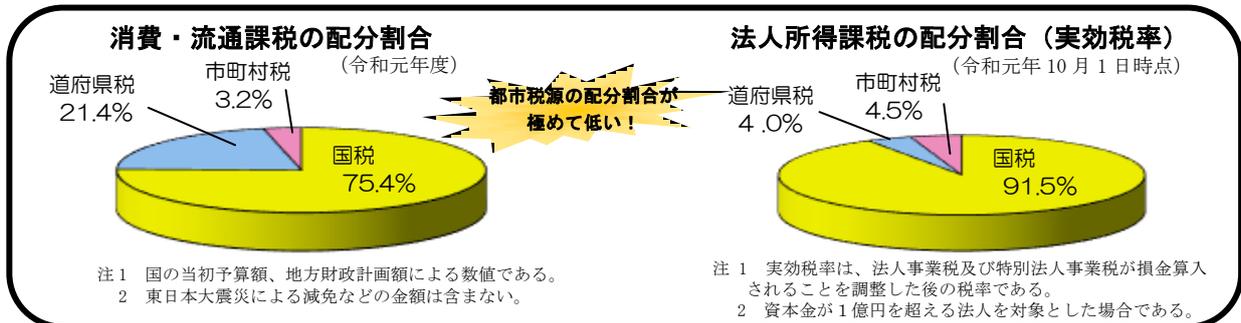
2 大都市税源の拡充強化

- (1) 大都市特有の財政需要に対応するため、都市税源である消費・流通課税及び法人所得課税の配分割合を拡充すること。
- (2) 道府県から指定都市に移譲されている事務・権限等について、所要額が税制上措置されるよう、税源移譲により大都市特例税制を創設すること。

【要請の背景】

- (1) 指定都市は、圏域の中核都市としての役割や、人口の集中・産業集積に伴う都市的課題から生ずる大都市特有の財政需要を抱えているが、都市税源である消費・流通課税及び法人所得課税の配分割合が極めて低くなっていることから、特に地方消費税（社会保障財源化分以外）と法人住民税の配分割合を拡充する必要がある。
- (2) 指定都市は、事務配分の特例により道府県から移譲されている事務・権限（以下「大都市特例事務」という。）を担っているが、必要な財源については、税制上の措置が不十分である。また、指定都市の市民は、大都市特例事務に係る行政サービスを指定都市から受けているにもかかわらず、その経費を道府県税として負担しており、応益原則に反し受益と負担の関係にねじれが発生している。

したがって、個人・法人道府県民税及び地方消費税の複数税目からの税源移譲による税源配分の見直しを行い、大都市特例税制を創設すべきである。なお、真の分権型社会を実現していく中で、新たに道府県から指定都市へ移譲される事務・権限に必要な財源についても、指定都市への税制上の措置を講ずる必要がある。



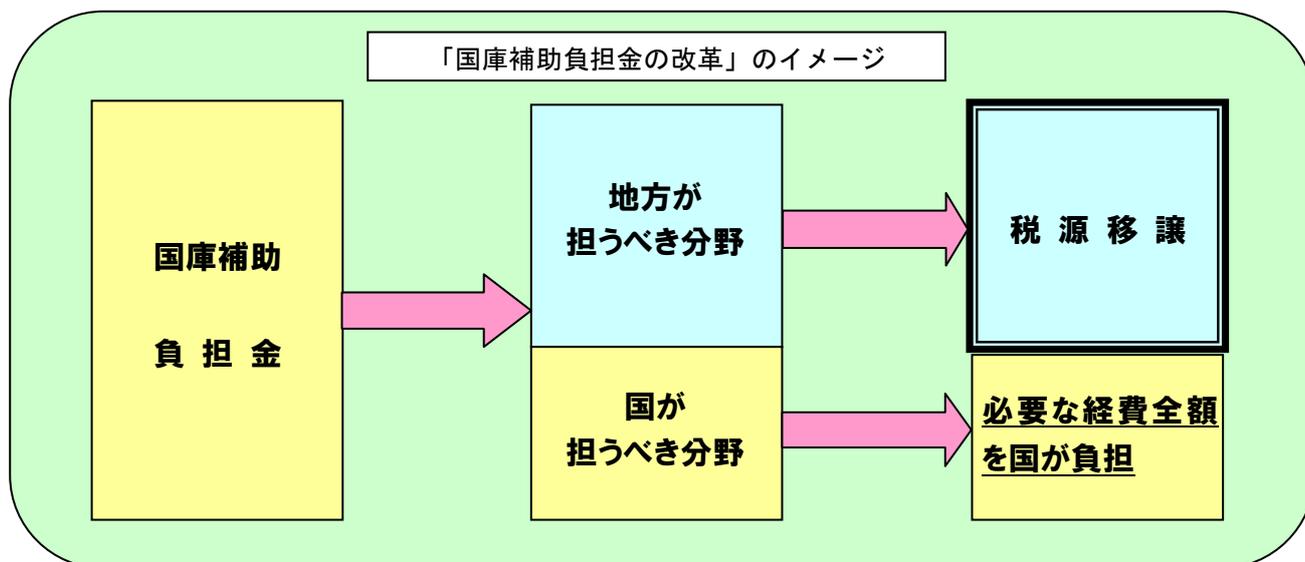
国・道府県からの個人・法人所得課税及び消費・流通課税に係る複数税目の税源移譲により大都市税源の拡充強化を図ること！！

3 国庫補助負担金の改革

- (1) 国と地方の役割分担の見直しを行った上で、国が担うべき分野については必要な経費全額を国が負担するとともに、地方が担うべき分野については国庫補助負担金を廃止し、所要額を全額税源移譲すること。
- (2) 税源移譲されるまでの間、地方が必要とする国庫補助負担金の総額を確保するとともに、地方にとって、自由度が高く活用しやすい制度とすること。

【要請の背景】

- (1) 真に住民に必要なサービスを地方自らの責任で自主的、効率的に提供するためには、国と地方の役割分担の見直しを行った上で、国が担うべき分野については、必要な経費全額を国が負担するとともに、地方が担うべき分野については、国の関与・義務付けの廃止・縮減と併せて、国庫補助負担金を廃止し、所要額を全額税源移譲すべきである。
- (2) 税源移譲されるまでの間、三位一体の改革で行ったような単なる国庫補助負担率の引下げは、地方の自由度の拡大につながらないことから決して行うべきでなく、地方が必要とする国庫補助負担金の総額を確保するとともに、事業規模や用途に関する要件の緩和、予算の流用への弾力的対応、事務手続の簡素化等、地方にとって、より自由度が高く活用しやすい制度となるよう見直しを進めるべきである。



4 地方固有の財源である地方交付税の必要額の確保と臨時財政対策債の廃止

- (1) 地方交付税は地方固有の財源であることから、国の歳出削減を目的とした総額の一時的な削減は決して行わず、地域社会に必要な不可欠な一定水準の行政サービスの提供に必要な額を確保すること。
- (2) 地方財源不足の解消は地方交付税の法定率引上げにより対応し、臨時財政対策債は速やかに廃止すること。
- (3) 地方交付税の算定に当たっては、大都市特有の財政需要を的確に反映させるとともに、地方交付税額の予見可能性の確保に努めること。

【要請の背景】

- (1) 地方交付税は国から恩恵的に与えられているものではなく、地方固有の財源であり、国の歳出削減を目的とした総額の一時的な削減は決して行うべきでない。また、地域社会に必要な不可欠な一定水準の行政サービスを提供するための財源保障機能と税源偏在の調整機能をもつことから、社会保障と税の一体改革や人づくり革命等に伴う新たな地方負担を含めて地方の財政需要と地方税等の収入を的確に見込むことで、標準的な行政サービスの提供に必要な地方交付税額を確保すべきである。
 なお、地方の保有する基金は、災害対策など特定の目的のために各地方公共団体が地域の実情を踏まえて、各々の責任と判断で積立てを行っているものであり、基金の増加や現在高を理由とした地方財源の削減は決して行うべきでない。
- (2) 臨時財政対策債は指定都市への配分が多くなる算定方法となっているため、指定都市の市債残高に占める臨時財政対策債残高の割合は拡大しており、市債発行額抑制や市債残高削減の取組の支障となっている。地方財源不足の解消は、地方交付税の法定率の引上げによって対応し、臨時財政対策債は速やかに廃止すべきである。
- (3) 地方交付税は、大都市特有の財政需要を的確に反映させた客観的・合理的な基準によって算定し、配分すべきであり、大都市に限定した削減は決して行うべきでない。あわせて、具体的な算定方法を早期に明示し、各地方公共団体における予算編成に支障が生じないよう地方交付税額の予見可能性の確保に努めるべきである。

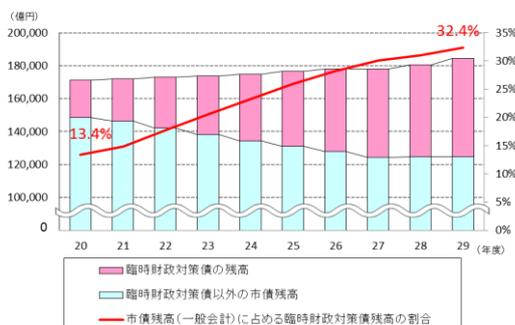
○地方交付税の削減状況 ※ () は人口一人当たりの金額

		平成15年度決定額	平成30年度決定額	削減額	削減率	臨時財政対策債の配分状況 (平成30年度決定額)	
全国総額		18兆 693億円	16兆1,181億円	△1兆9,512億円	△10.8%		■全国総額 臨時財政対策債(19.8%) 3兆 9,865億円 地方交付税 (80.2%) 16兆 1,181億円 ■指定都市総額 臨時財政対策債(46.7%) 6,132億円 地方交付税 (53.3%) 7,012億円
	市町村分	8兆 908億円 (6.4万円)	7兆7,924億円 (6.1万円)	△2,984億円	△3.7%		
指定都市総額		9,433億円 (3.6万円)	7,012億円 (2.6万円)	△2,421億円	△25.7%		

指定都市は
地方交付税
を著しく削減
されている

注1 指定都市総額には、平成16年度以降に指定都市となった相模原市・新潟市・静岡市・浜松市・堺市・岡山市・熊本市も含む。
 注2 地方交付税(全国総額・指定都市総額)のうち、平成30年度決定額には震災復興に係る特別交付税を含まない。

○一般会計の市債残高に占める臨時財政対策債残高の割合(指定都市総額)



臨時財政対策債は、
市債発行額抑制や市債残高削減
の支障となっている